

「Japan. Cool Japan.」ロゴマーク使用許諾要領

平成27年8月19日

平成28年5月19日改定

令和4年8月3日改定

内閣府知的財産戦略推進事務局

「Japan. Cool Japan.」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）に関する使用許諾について、次のとおり定める。

1. 目的

クールジャパンに係る情報発信や海外展開を促進することを目的として、国内外で実施するクールジャパン関連イベント等において、統一感を持って我が国の魅力を効果的に発信するためのロゴマークを適正に使用するため、本要領を定める。

2. ロゴマークの使用申請及び許諾

- (1) ロゴマークを使用しようとするものは、内閣府知的財産戦略推進事務局長に申請しなければならない。ただし、政府関係機関はこの限りではない。
- (2) ロゴマークの使用の許諾を受けようとする場合には、「ロゴマークを使用する行事等の名称及び目的」、「使用申請対象物」、「使用方法」、「使用期間」、「連絡先」及び「申請者の概要」について確認できる申請書（別紙「使用許諾申請書」）を提出すること。
- (3) 内閣府知的財産戦略推進事務局長は、上記(2)の申請書の内容について以下の承認事項に基づいて審査を行った上、使用を許諾する。
 - ア 使用を予定する事業の公益性
 - イ 主催者等の信頼性
- (4) 上記(3)において、ロゴマークの使用の許諾を受けた者は、別添「Japan. Cool Japan. -ロゴマークデザイン使用マニュアル」に従い使用するものとする。
- (5) 内閣府知的財産戦略推進事務局長は、使用許諾に際し、必要に応じ、ロゴマークの使用に条件を付けることができるものとする。

(6) 内閣府知的財産戦略推進事務局長は、下記の場合には、使用許諾を直ちに取り消すことができるものとする。

ア 上記(3)に適合しなくなった場合

イ 上記(4)及び(5)の使用条件に違反した場合

ウ その他、使用許諾を取り消すことが適当と認められる場合

3. 使用者の順守事項

(1) 許諾を受けてロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークの政策目的を損ない、又はロゴマークの品位を貶めることのないよう努めるものとする。また、使用者はロゴマークの使用に際して第三者の権利又は利益を損なわないよう万全の注意を払うものとする。

(2) 内閣府知的財産戦略推進事務局長は、必要があると認めるときは、使用者に対しその使用状況の報告を求めることができるものとする。

4. 経済産業省が実施する事業に係る者への使用許諾

(1) 経済産業省が実施又は関与する事業のうち以下の事業において助成、支援等を受けた者又は直接的に参画する者に対するロゴマークの使用許諾については、本要領に基づき、同省において許諾を行うものとする。

ア 国の補助金等のうち、クールジャパンの推進に資する事業

イ 株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）からの出資を受ける事業

(2) 経済産業省は、ロゴマークの許諾実績について、内閣府知的財産戦略推進事務局の求めに応じ、同事務局に対して報告するものとする。

5. クールジャパン広報大使の使用

(1) クールジャパン広報大使が、在任中にクールジャパンの魅力を発信するに当たっては、2.(1)にかかわらず、内閣府知的財産戦略推進事務局長に申請することなくロゴマークを使用することができるものとする。

(2) この場合において、3.(1)に準ずるものとする。

6. 「Japan. Cool Japan. from(国内の地名)」ロゴマークの登録及び使用

(1) 上記1の目的に加え、特に、地方のクールジャパン資源の魅力発信・海外展開を促進するため、「Japan. Cool Japan. from(地名^{※注})」ロゴマーク（以下「地名付ロゴマーク」という。）を登録することができるものとする。（※注：自治体単体の地名に限らず、複数の自治体を含む名称（東北、北陸等）も可能）

- (2) 地名付ロゴマークの登録は、地方公共団体又は複数の地方公共団体で構成する協議会等の団体（以下同じ）のみが行うことができるものとし、登録を希望する地方公共団体は、事前に「地名付ロゴマーク登録申請書」を提出すること。
- (3) 内閣府知的財産戦略推進事務局長は、上記(2)の申請書の内容を審査の上、その内容がロゴマークの政策目的に合致すると認められるものに限り、地名付ロゴマークとして登録する。
- (4) 登録された地名付ロゴマークについては、使用地方公共団体として登録された地方公共団体を実施又は関与する事業においてのみ、別添「Japan. Cool Japan. From(地名)-ロゴマークデザイン使用マニュアル」に従い自由に使用することができるものとする。
- (5) 地方公共団体以外のものが登録された地名付ロゴマークを使用する際には、登録された地方公共団体に対して、使用申請を行うものとし、使用申請を受けた地方公共団体は「地名付ロゴマーク使用許諾マニュアル」に従って、使用許諾の審査を行うものとする。
- (6) 地名付ロゴマークを管理する地方公共団体は、地名付ロゴマークの使用実績及び使用許諾実績について、内閣府知的財産戦略推進事務局の求めに応じ、同事務局に対して報告するものとする。

7. 施行期日

本要領は、平成27年8月19日から施行する。

(別表)

「Cool Japan」 ロゴマーク

○パターン①



Japan. Cool Japan.

○パターン②



Japan.
Cool Japan.

○パターン③



Japan. Cool Japan.

「Cool Japan. from〇〇 (地名)」

○パターン①



Japan. Cool Japan.
from 〇〇〇〇

○パターン②



Japan.
Cool Japan.
from 〇〇〇〇